

広島県訓令第十二号

本 庁

地 方 機 関

広島県営住宅管理者職務規程及び広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県営住宅管理者職務規程及び広島県決裁規程の一部を改正する訓令

(広島県営住宅管理者職務規程の一部改正)

第一条 広島県営住宅管理者職務規程(昭和二十七年広島県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

受訓先を「土 木 局」に改める。

第二条中「広島県営住宅設置及び管理条例」を「広島県営住宅設置、整備及び管理条例」に改める。

(広島県決裁規程の一部改正)

第二条 広島県決裁規程(昭和三十八年広島県訓令第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二局長専決事項の欄第二十四号(二)中「広島県営住宅設置及び管理条例」を「広島県営住宅設置、整備及び管理条例」に改める。

別表第三土木局の部住宅課の項局長専決事項の欄第一号及び同項課長専決事項の欄第一号中「広島県営住宅設置及び管理条例」を「広島県営住宅設置、整備及び管理条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年十月一日から施行する。